

鳥取県告示第378号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

公文地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡琴浦町大字公文字屋敷 184-1	1号
東伯郡琴浦町大字公文字北山 346-1	2号
東伯郡琴浦町大字公文字亀谷 349	3号
東伯郡琴浦町大字公文字亀谷 361-5	4号
東伯郡琴浦町大字公文字亀谷平 366	5号
東伯郡琴浦町大字公文字大畑ケ 227-1	6号
東伯郡琴浦町大字公文字大畑ケ 224	7号
東伯郡琴浦町大字公文字屋敷 190-1	8号
東伯郡琴浦町大字公文字屋敷 187	9号